

保育所の休所の基準（避難情報等が発令された場合）

1 洪水、土砂災害、高潮等の災害の場合

(1) 次の避難情報のいずれかが発令された場合

①	避難準備・高齢者等避難開始
②	避難勧告
③	避難指示（緊急）
④	災害発生情報



該当する地域の
保育所は休所します。

※ 登所後の場合、速やかにお迎えをお願いします。

(2) (1)の避難情報が解除された場合

①午前中に解除された
場合



原則、1時間程度後に開所します。
ただし、給食はありませんので、
昼食を持参してください。

②12時を過ぎて解除
された場合



終日、休所します。

2 地震の場合

震度5弱以上の
地震発生



地震発生当日、保育所は
休所します。

※ 登所後の場合、速やかにお迎えをお願いします。

3 その他

- (1) 休所等の連絡は、竹原市保育所情報メール、竹原市ホームページ等で行います。
- (2) やむを得ず、お迎えに来られない場合などは、各保育所へご連絡ください。
- (3) お迎え、ご連絡のない場合、保育所から連絡させていただく場合があります。
- (4) 上記以外の場合においても、危険が予測される場合、保育を中止する場合があります。

4 参考

警戒レベルを用いた新たな避難情報等の発令について

避難情報等	避難行動等	警戒レベル
警報級の可能性 【気象庁が発表】	災害への心構えを高めましょう。	警戒レベル 1
洪水注意報 大雨注意報 【気象庁が発表】	ハザードマップ等により避難行動を確認しましょう。	警戒レベル 2
避難準備・高齢者等避難開始 【竹原市が発令】	避難に時間を要する人（乳幼児，ご高齢の方，障害のある方）とその支援者は避難しましょう。その他の人は避難の準備を整えましょう。	警戒レベル 3
避難勧告 避難指示（緊急） 【竹原市が発令】	速やかに避難しましょう。	警戒レベル 4
災害発生情報 【竹原市が発令】	すでに災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	警戒レベル 5